

# 地域 計画

地域農業の将来の在り方を示した「人・農地プラン」が法定化され、地域農業の将来の在り方に農地一筆ごとに誰が耕作するかを示した地図（目標地図）を付け添えた「地域計画」を市町村で策定することとなりました。この計画策定・実現に向けて、地域の皆さまと協議しながら、関係機関（農業委員会、農地バンク、JA、土地改良区など）と一体となって取り組んでいきます。（詳細裏面）

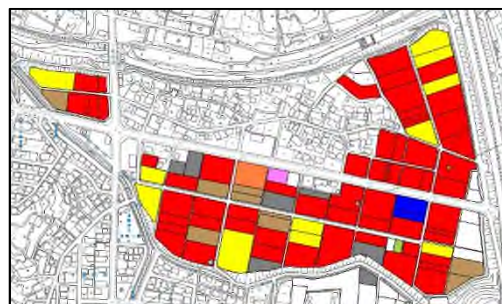
人・農地プラン  
（地域農業の将来の在り方）



地域計画  
（地域農業の将来の在り方＋目標地図）

## 【地域計画とは？】

各地域農業の現状や課題を踏まえ、地域ごとにおおむね 10 年後の農業の方針や農地一筆ごとに誰が耕作するか色分けした地図（目標地図）を付け添えた計画です。（必要に応じて変更可能）

[illegible]

### 【利用権（農地の貸借）】

- ・利用権制度が、農地バンクに一本化され、令和7年4月以降（又は地域計画が策定された地域）から目標地図どおりに利用権設定を行うことが要件になります。（相対での利用権は廃止）



【農用地区域の除外及び農地転用】

- 対象農地が目標地図において耕作者が位置付けられている、もしくは地域計画の達成に支障がある場合、農用地区域の除外や農地転用はできません。(計画変更が必要)

## 【地域計画の実現への支援措置】

- ・地域計画の区域や目標地図に位置付けられた経営体には、いろいろな支援措置があります。
  - ①区域を対象とする支援 機構集積協力金のうち地域集積協力金など
  - ②目標地図に位置付けられた経営体を対象とする支援 経営開始資金、経営発展支援事業  
スーパーL 資金・農業近代化資金金利負担軽減措置など

【Q&A】

- いつまでに作るのか？

⇒令和7年3月末までに岡崎市が地域計画を策定・公告します。

- ・10 年先を見通すのは難しいのではないか？

⇒計画を令和7年3月末までに完璧なものを作ることは困難と考えております。

例えば、将来の耕作者が見つからない場合は、当初の計画では「今後検討等」とした上で、計画策定後も調整しながら、随時変更します。